

最高裁判所 (第三小法廷) 平成●●年 (〇〇) 第●●号 特別抗告に係る事件

国側当事者・国 (竜ヶ崎税務署長)

平成24年1月27日棄却・確定

(控訴審・東京高等裁判所、平成●●年 (〇〇) 第●●号、同年 (〇〇) 第●●号、平成23年9月5日決定、本資料261号-158・順号11748)

決 定

抗 告 人 甲

同代理人弁護士 牛木 純郎

裁判官全員一致の意見で、次のとおり決定。

第1 主文

- 1 本件抗告を棄却する。
- 2 抗告費用は抗告人の負担とする。

第2 理由

民事事件について特別抗告をすることが許されるのは、民訴法336条1項所定の場合に限られるところ、本件抗告理由は、違憲をいうが、その実質は原決定の単なる法令違反を主張するものであって、同項に規定する事由に該当しない。

平成24年1月27日

最高裁判所第三小法廷

裁判長裁判官 岡部 喜代子

裁判官 那須 弘平

裁判官 田原 睦夫

裁判官 大谷 剛彦

裁判官 寺田 逸郎